

2021年11月15日

## 「チケット販売等に関する規定」改定のお知らせ

平素は弊社サービスをご愛顧賜り、誠にありがとうございます。  
このたび、2021年12月15日付で下記の規約を改定致します。

### ■チケット販売等に関する規定

#### 1. 変更点

##### (1) チケット販売等に関する規定

###### 【主な変更内容】

###### ・第3条第2項

お客様がお申込みいただいたチケットに関しまして、公演開催日から3か月を経過したときは、お申込履歴および電子チケット情報を消去することができる旨、規定致しました。

###### ・第11条（新）

チケット販売に関連してお客様に生じた損害に対する責任について、規定を改めました。当社の故意又は過失により生じた損害について、民法の規定に則り責任を負うものと致します。

#### 2. 改定後規約

改定後規約の全文は別紙にてご確認ください。

今後とも弊社サービスの変わらぬご愛顧を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

## 別紙

### ■ チケット販売等に関する規定

#### 第 1 条(本規定の適用)

本規定は、株式会社ローソンエンタテインメント(以下「当社」といいます。)による、お客様へのチケット(方法の如何を問わず、電子チケットを含みます。以下同じ。)の販売、またはチケットに関連する、ご招待受付等の各種サービスの提供(以下併せて「販売等」といいます。)にあたり、適用されます。

なお、お客様は、チケットの購入またはチケットに関連する各種サービスの利用(以下併せて「購入等」といいます。)にあたっては、本規定のほか、当社が定める各種利用規約(「ローソンエンタテインメント ONLINE 利用規約」「特定商取引法に基づく表記」「個人情報の取扱いに関する公表事項及び同意事項」「チケットご利用ガイド」「チケット Q&A」等を含みますが、これに限られません。)に従うものとします。

#### 第 2 条(チケットの販売等方法)

- 1.当社は、興行主催者または運営会社等(以下「興行主催者等」といいます。)から販売等の業務を委託され、その指示に基づき、お客様に販売等を行います。当社は、販売等にあたり、先着順・抽選等の販売等方法を決定し、また、枚数制限やお客様一人あたりの申込み回数制限等を設けることがあります。
- 2.販売等期間中であっても、当社所定の販売等予定枚数に達した時点で個々の興行または公演毎にチケットの販売等を終了致します。ただし、興行主催者等から追加席、追加興行・公演等のチケットの販売等委託を受けた場合等においては、販売等を再開することがあります。

#### 第 3 条(契約成立)

- 1.お客様は、当社所定の方法によりチケットの購入をお申込みいただくものとし、当該申込みを当社が承諾する旨の通知(以下「承諾通知」といいます。)を行った時点をもって、チケットの売買契約が成立するものとします。

なお、ウェブサイトからお申込みいただいた場合は、当社がウェブサイト上でお客様の照会に応じて承諾通知を閲覧可能な状態にした時点または承諾通知がご登録のメールアドレスに到達した(メールサーバに記録された)時点の、いずれか早い時期に売買契約が成立するものとします。

- 2.お客様は、当社に会員登録し、ログイン後にウェブサイトからチケットの購入をお申込みいただいた場合、当社のウェブサイトまたは電子チケットアプリ上で申込履歴を確認できるものとします。ただし、当社は、公演終了後における申込履歴および当社ローチケ電子チケットアプリ上の電子チケット情報の完全性、安全性、正確性、確実性、有用性、最新性を保証するものではなく、公演開催日から 3 か月を経過したときは、任意の時期に申込履歴や電子チケット情報を消去することができるものとします。

#### **第4条(支払方法)**

チケットの購入代金の支払方法及び支払期限は、別途当社が指定するところによります。お申込み完了後の支払方法の変更は一切できません。

#### **第5条(チケットの引渡し)**

1.チケットの引渡しは、別途当社が個別のチケット販売等ページにて指定する方法からお客様が選択するものとします。ただし、当社は、必要に応じて引渡し方法の制限を設けることがあります。お申込み完了後のチケット引渡し方法の変更は一切できません。また、興行主催者等または当社の都合により、引渡し方法の変更を行う場合があります。

2.配送による引渡しの場合、以下各号が適用されます。

(1)当社がチケットを配送業者に引き渡したときは、以降、配送にかかる問い合わせ窓口は配送業者が担うものとします。

(2)チケットが配送業者所定の保管期間を経過したとき、または、ご指定された配送先情報に不備があり、当社へ差し戻されたときの再配送にかかる配送料は、お客様にご負担いただきます。

(3)ご指定された配送先においてお客様以外の方がチケットを受け取った場合でも、チケットの引渡しは完了したものとし、かかる引渡しに関する紛争および損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

3.店頭での引渡しの場合、お客様は、当社指定の期限または公演日までにチケットを引き取るものとします。

4.公演会場での引渡しの場合、お客様は、当社指定場所・指定時間帯にチケットを引き取るものとします。

5.電子チケットの場合、お客様は、当社指定の期限または公演日までに当社指定のアプリケーションおよびQRコード等をダウンロードし、電子チケット情報を取得するものとします。

6.お客様の事情によりチケットを受け取られない場合、取替、変更、キャンセル、返品、払戻しは一切お受け致しません。

7.お客様が受け取られたチケットに不具合がある場合、または配送引渡しの場合で、チケットがお届け予定時期を過ぎても未着の場合は、お客様は直ちに当社へ連絡するものとします(※ただし、既に当社から配送業者にチケットが引き渡されている場合、またはご不在連絡票が投函されている場合は配送業者へご連絡下さい。)

#### **第6条(再発行)**

お客様が購入されたチケットについて、いかなる場合(紛失・盗難・破損・滅失等。電子チケットにおいては、端末の紛失・盗難・破損・滅失等により電子チケットを表示できない場合を含みます。)においても再発行致しません。

#### **第7条(チケットの取替、変更、返品)**

お客様が購入されたチケットは、理由の如何を問わず、取替、変更、キャンセル、返品、払戻しは一切お受け致しません。ただし、第9条に記載の場合を除きます。

#### **第8条(販売等の拒否)**

当社は、お客様が以下各号に該当した場合、チケットの販売等をお断りし、または、既に成立したチケット売買契約(売買予約契約を含みます。)を解除し、または各種サービスの利用受付をキャンセルすることができるものとします。

- (1)当社の定める事項について必要な登録・申告をされなかった場合、または虚偽の登録・申告をされた場合。
- (2)当社が指定した期限内に決済等の手続をされなかった場合。
- (3)当社の営業を妨げる行為を行った場合。
- (4)公序良俗に反する行為、犯罪行為もしくはその恐れのある行為を行った場合。
- (5)その他、本規定または当社あるいは興行主催者等の定める各種利用規約、指示に違反した場合。

#### **第9条(チケットの払戻)**

- 1.興行等の内容変更、中止、延期に伴う一切の責任(告知責任を含みます。)は興行主催者等が負い、当社はこれらの責任は一切負いません。
- 2.前項の規定に拘らず、興行等が中止等される場合、当社は興行主催者等から委託を受けてチケットの払戻しを代行することがあります。
- 3.チケットの払戻については、興行主催者等が決定する払戻期間内にチケット現物(紙チケットの場合)と引換えに行うこととし、払戻期間を過ぎた場合やチケット現物と引換えでない場合、払戻しは行いません。なお、電子チケットの払戻方法については、別途当社からご案内します。
- 4.第2項により当社がチケットの払戻を行う場合、チケット購入時にご負担いただいた各種手数料(決済手数料を含みますがこれに限られません。)については、原則として払戻しは行いません。
- 5.いかなる場合においてもチケットの券面金額及び前項所定の各種手数料以外の費用(交通費、宿泊費、通信費、送料等)はお支払致しません。ただし、第11条に記載の場合は除きます。

#### **第10条(禁止事項)**

- 1.当社から購入等したチケットあるいはチケット引換に必要な番号等の情報を、チケット券面金額を超える金額にて転売する行為、転売を前提にチケットを購入等する行為、転売を企図している第三者に提供する行為、営利目的でインターネット上のオークション・フリーマーケット・掲示板・SNS等を通じて転売を試みる行為は、いずれも禁止します。
- 2.前項の規定に拘らず、電子チケットについては、当社が予め認めた場合(※)を除き、金額および目的の如何を問わず、一切、第三者に転売(譲渡)してはならないものとします。

(※)「当社が予め認めた場合」とは以下をいいます。

①ご購入代表者が、自身が利用する電子チケット(以下「購入者チケット」といいます。)と同時購入した同行者用の電子チケット(以下「同行者チケット」といいます。)を当該同行者に分配する場合。

②当社所定のリセールサービス(以下「リセール」といいます。)により譲渡する場合。

なお、購入者チケットと同行者チケットを同時購入された場合においては、購入者チケット単体のリセール申込はできません。

③ その他当社が認めた場合。

3.前各項の禁止行為が発覚した場合、興行主催者等または当社の判断により、該当チケットを無効とし、興行場への入場を認めないことがあります。また、既に入場している場合には強制的に退場を命じることもあります。いかなる理由による場合であっても、チケット代金の返金は致しません。

4.当社が使用しているチケット券面であっても、当社認定販売代理店以外のチケットショップまたは購入代行屋、ダフ屋、オークション、フリーマーケット、掲示板、SNS 等から購入したチケットのトラブルについて、当社は一切責任を負いません。

## 第 11 条(損害賠償)

当社は帰責事由に基づくチケット販売等にかかるトラブルに伴う損害賠償に対して、当社の故意又は過失に基づく行為によりお客様に生じた損害について責任を負います。ただし、当社が当該行為時において予見すべきであったといえない損害については責任を負いません。

## 第 12 条(その他)

1.本規定に定めるほか、興行主催者等が定める約款や規定がある場合は、チケットの購入等に際してはそれらにも準じるものとします。

2.本規定は民法第 548 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当し、当社は、本規定を民法第 548 条の 4 の定型約款変更の規定に基づいて変更することがあります。

3.変更された本規定は、お客様に重大な不利益をもたらす変更を除き、既に成立した当社とお客様との間の契約及び各サービスにも適用されます。なお、お客様にとって重大な不利益か否かは、変更点のみならず、その変更に伴い当社が実施する経過措置の内容等を総合的に考慮して判断するものとします。

付則:本規定は 2021 年 12 月 15 日より実施するものとします。

### ご注意

※登録受付が終了するまでの所要時間は場合により異なります

※未成年・学生の方は親権者の方の同意が必要です

※登録画面はセキュリティ対応のため SSL(Secure Sockets Layer)を利用しています